

ぎふ環境保全

VOL.62 発行 平成17年4月15日

◆行政ニュース

- ◎産業廃棄物収集運搬業者のみなさまへ
岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室・不適正処理対策室
- ◎産業廃棄物処理等実績報告書について
岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室



特集	(社)岐阜県産業環境保全協会第31回通常総会	2
----	------------------------	---

行政ニュース	産業廃棄物収集運搬業者のみなさまへ 岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室・不適正処理対策室	4
	産業廃棄物処理等実績報告書について 岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室	6

地域振興局より	「NPOとの協働による地域環境、自然環境の保全」 岐阜県西濃地域振興局揖斐事務所環境課	17
---------	--	----

シリーズ	わがまちの産業廃棄物問題と対策 本巣市長 内藤 正行	18
------	----------------------------	----

協会だより	平成16年度理事会・委員会開催	19
	平成17年度事業計画	20
	第7回全国正会員会長・理事長会議開催	23
	中部地域協議会専務理事会議開催	23
	平成16年度第2回中部地域協議会開催	23
	東海ブロック農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会現地研修会開催	23
	(財)地球環境村ぎふ 第7回理事会開催	23
	平成17年1月から3月までの産業廃棄物処理関係各種講習会開催結果報告	23
	県外優良施設視察報告	24
お知らせ	新規加入会員の紹介	28
	平成17年度産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会並びに特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会日程	29
	岐阜県人事異動(関係分)	30
	岐阜市人事異動(関係分)	31

題 字 (社)岐阜県産業環境保全協会 理事長 中本 貞実

表紙写真 「カタクリの花とギフチョウ」 日本風景写真協会 岐阜第一支部

第31回通常総会を開催

平成17年度事業計画・収支予算

第31回通常総会が去る3月17日(木)岐阜市内「ウェルサンピア岐阜」において多数の来賓のご臨席をいただき盛大に開催されました。

総会では、中本理事長が次のとおり挨拶を申し上げます。

理事長挨拶

本日、ここに第31回通常総会を開催いたしましたところ、来賓各位をはじめ、会員皆様の多数のご出席を頂き、盛大に挙行することができましたことは、誠にありがたく厚く御礼申し上げます。

当協会は、平成元年に県・市町村をはじめ、県内産業界挙げてのご支援により、誕生して以来、早いもので既に17年目を迎えました。

会員数も、毎年僅かずつではありますが増加しております。現在、489名の方が加入され、業界主体の団体として、社会の期待に応え、設立目的に沿って活動し発展、成長してまいりました。これもひとえに、県ご当局をはじめ、関係行政機関、業界等関係各位の暖かいご理解とご支援の賜ものと心から感謝申し上げます。ごさいます。

さて、昨年、台風や地震による大きな災害に見舞われるなど近年は自然の猛威にさらされました。折しも、去る2月16日に地球温暖化を防ぐため、二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの削減を義務づけた「京都議定書」が発効し、世界規模で環境保全への取り組みが本格化していくことになりました。

一方、残念な出来事であった岐阜市の大規模不法投棄事件では、自主撤去や事件の初公判が開かれるなど不法投棄の全貌が明らかにされようとしておりますが、事件のもたらした産業廃棄物に対する世論の不信感は、極めて大きく、私たちは、信頼回復のために一丸となって取り組まなければなりません。

国では、不法投棄が依然としてあつたため、廃棄物処理法を改正し、4月からは産業廃棄物運搬車に係る表示及び書面備え



第31回通常総会

付けの義務づけが実施されるほか、優良業者育成のための優良化推進事業が4月1日スタートに向けて準備が進められております。

今後、不適正処理が地球環境の保全を著しく阻害するため、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の違反に対しては懲役刑を導入するなど、罰則の強化を図る法律の改正も予定されています。

こうした社会情勢の動きの中で、環境を守り産業の活性化をはかるといふ当協会の事業目的を達成するため、会員の皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日の総会は、平成17年度の事業計画及び平成17年度収支予算について、ご審議いただき、ご承認をお願いするものでございます。

ご承認をいただきますこれらの事業計画、収支予算をもとに、本年度も会員の皆様のご賛同を得ながら積極的に事業の推進をはかってまいります。

また、本日は、関連業界育成等功労及び優良事業所並びに優良従事者・創意工夫功労としてご尽力いただきました方々をご顕彰申し上げ、そのご功績に対し、皆様とともに感謝を申し上げます。

終わりにあたりまして、今後とも当協会に対し、関係各位の一層のご指導ご支援を賜りますようお願い申しあげ、挨拶いたします。



つづいて、産業廃棄物関係功労者の表彰式が行われました。続いて来賓祝辞に移り、古田肇岐阜県知事の祝辞を朝原修一岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室課長補佐が、細江茂光岐阜市長の祝辞を一野憲彦環境事業部長がそれぞれ代読され、岩井豊太郎岐阜県議会議長からの祝電を披露した後議事へと進められました。

議事は、株式会社粥川商店 代表取締役 粥川長司氏を議長に選出し、第1号議案平成17年度事業計画、第2号議案平成17年度収支予算について慎重に審議され、いづれも原案どおり可決承認されました。

功労者の表彰

当協会の表彰制度による平成16年度産業廃棄物業務功労者に対する理事長表彰が第31回通常総会の席上で行われました。

栄えある受賞者は次の方々です。(敬称略)

○関連業界育成功労

宇部生コンクリート工業株式会社 恵那工場
岐阜県資源リサイクル協同組合

副理事長 村瀬 仁人
寿和工業(株) 常務取締役 齊藤 重樹

○優良事業所

株式会社 柴田建設
サンアース株式会社

○優良従事者

寿和工業(株) 主任 丹野 孝
寿和工業(株) 次長 山田 俊介
(株)美濃環境保全社 主任 城戸 勇
名古屋ロード・メンテナンス(株)
多治見事業所副所長 石川 義明
岐阜代用燃料(株) 事務員 石田 京子
(株)齊藤商店
本社 営業部次長 西脇 正
(株)齊藤商店
大野工場 総括部長 重綱 一正

中部浄化工業(株) 管理部長 多田 幸雄
(株)粥川商店 管理課長 土本 忠雄

○創意工夫功労

寿和工業(株) 常務取締役 和田 義一
寿和工業(株) 土木課長 澤田 裕二



第31回通常総会記念講演会

第31回通常総会終了後、引き続いて午後3時10分から(株)環境政策研究所代表取締役 CEO 松岡力雄氏をお迎えし、講演テーマは、「産業廃棄物処理業者の将来ビジョン」と題して1時間30分にわたり、大変貴重で有意義なご講演をいただきました。講演の要旨につきましては、紙面の都合により次号でご紹介いたします。

産業廃棄物収集運搬業者のみなさまへ

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室・不適正処理対策室

産業廃棄物収集運搬業者は、廃棄物処理法を遵守することはもちろん、産業廃棄物の適正処理推進に貢献することが、社会的に期待されています。

- 1 特別管理産業廃棄物にあつては、「産業廃棄物」を「特別管理産業廃棄物」と読み替えてください。
なお、処理基準、再委託基準は、産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の共通事項について記載しています。
- 2 下記の内容は規制内容の抜粋です。詳細な内容やその他の規制内容は、財団法人日本産業廃棄物処理振興センター作成の「処理業の許可申請に関する講習会テキスト」等で確認してください。

遵守事項

- 1 産業廃棄物処理基準に従い、収集運搬を行うこと。
 - ① 産業廃棄物が飛散流出しないようにすること。
 - ② 収集運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように措置を講ずること。
 - ③ 運搬車は、産業廃棄物の飛散流出や悪臭の漏洩のおそれがないものであること。
 - ④ 積替え保管場所での保管量は、1日あたりの平均的な搬出量の7日分を超えないこと。
 - ⑤ 運搬車に、産業廃棄物運搬車である旨、氏名又は名称及び許可番号(下6桁)を表示し、かつ、許可証の写しとマニフェストを備え付けること。
- 2 産業廃棄物の排出事業者と書面により委託契約を結ぶこと。
- 3 産業廃棄物の収集運搬を他人に委託しないこと。(再委託の禁止)
やむをえず再委託(排出事業者から直接委託を受けている収集運搬に限る。)しなければならないときは、再委託基準を満たすこと。
再委託基準
 - ① あらかじめ、排出事業者に対して、再委託者の氏名等を明らかにし、委託した産業廃棄物の種類等が記載された書面により承諾を受けること。
 - ② 再委託者と書面により委託契約を締結すること。
 - ③ 再委託者に産業廃棄物を引き渡す際には、委託する産業廃棄物の種類及び数量、運搬の最終目的地の所在地を記載した文書を交付すること。
- 4 次の事項に変更があつた場合は、変更の日から10日以内に産業廃棄物処理業変更届出書を提出すること。
様式のインターネットアドレス <http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/sl1225/sanpaisinsei>
 - ① 氏名又は名称
 - ② 役員、5%以上の株主、政令第6条の10に規定する使用人
 - ③ 事務所及び事業場の所在地
 - ④ 事業の用に供する施設(運搬車、積替え施設等)
 - ⑤ 積替え保管場所の所在地等
- 5 事業の範囲を変更しようとするときは、変更許可を受けること。
 - ① 事業範囲の変更 取扱う産業廃棄物の品目の追加、積替え保管の実施
 - ② 積替え保管施設を設置する場合、県指導要綱による事前協議及び設置届出書の提出が必要となります。
 - ③ 積替え保管の許可がない場合、収集運搬の委託を受けた産業廃棄物を運搬途中で降ろしたり、別の運搬車に積替えることはできません。

- 6 事業場ごとに帳簿を備え付け、必要事項を産業廃棄物の種類ごとに記載すること。また、帳簿は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存すること。

記載事項

- ①収集運搬年月日
- ②マニフェスト交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号
- ③受入先ごとの受入量
- ④運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
- ⑤積替え保管場所ごとの搬出量（積替え保管を行う場合）

- ・マニフェスト交付日から10日以内に記載 ②の項目
- ・前月中の状況を月末までに記載 ①、③、④、⑤の項目

- 7 自己の名義をもって、他人に産業廃棄物の収集運搬を業として行わせないこと。（名義貸しの禁止）
- 8 排出事業者から産業廃棄物を引取る際には、必ず、運搬先の事業場名称等の必要事項が記載されたマニフェストの交付を受けること。
- 9 産業廃棄物の運搬を終了したときは、排出事業者から交付されたマニフェストに、運搬担当者の氏名、運搬終了年月日、拾集量（有価物の拾集を行った場合）を記載し、運搬を終了した日から10日以内に排出事業者にマニフェストの写し（B2票）を送付すること。
また、処分業者から送付があったマニフェストの写し（C2票）を5年間保存すること。
- 10 マニフェストに虚偽の記載をしないこと。

適正処理推進のための指導事項

- 1 廃棄物処理法の内容を十分理解したうえで収集運搬を行うこと。また、法改正があった場合は、改正の背景や趣旨も含め、その内容の把握に努めること。
- 2 従業員の教育（社内研修の実施、講習会への参加）に努めること。

収集運搬業者への依頼事項

- 1 産業廃棄物委託基準の内容（書面による委託契約、委託契約書の記載内容及び保存）やマニフェストの取り扱い（交付、記載事項、保存）について、排出事業者に助言してください。
- 2 県外産業廃棄物を岐阜県内に搬入する場合、県条例の規定により、排出事業者は「県外産業廃棄物県内搬入届」を提出する必要があることを、県外排出事業者に周知してください。

様式のインターネットアドレス <http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11225/haikibutujourei>

岐阜県産業廃棄物処理に係る行政処分基準

- 1 廃棄物処理法に違反した者に対しては、岐阜県産業廃棄物処理に係る行政処分基準等により、厳正に対処していきます。
- 2 行政処分の内容は次のとおりです。（抜粋）
 - ①許可取消し 無許可変更、名義貸しの禁止違反、再委託禁止違反
改善命令違反、不法投棄
 - ②事業停止90日 虚偽マニフェスト交付
 - ③事業停止30日 マニフェスト写送付義務違反、マニフェスト記載義務違反
帳簿備え付け・記載・保存義務違反、変更届出義務違反

(H17.4.1 ～)

産業廃棄物処理等実績報告書について

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室

岐阜県では、毎年、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理施設設置者の方に産業廃棄物処理等実績報告書の提出を求めています。

昨年度は、岐阜市内で発生した産業廃棄物不適正事案を踏まえ、より一層廃棄物行政に活用できるように報告様式を変更しました。

今年度は、様式については昨年度と同様ですが、留意事項を加筆しましたので、内容を確認の上ご記入頂きますようよろしくお願いいたします。

実績報告書により、岐阜県（岐阜県知事の管轄区域をいう。以下同じ）から他縣市へ排出される産業廃棄物、他縣市から岐阜県に搬入される産業廃棄物の移動の状況や、処分業者や処理施設における処理状況を把握しますので、報告期限内に管轄する地域振興局(事務所)環境課へ報告書を提出してください。

1 提出期限 平成17年6月30日(木)

2 報告様式及び提出部数

- ・産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物収集運搬業者：様式1、様式1の2 各1部
- ・産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者：様式2、様式2の2、様式4 各2部
(様式4については産業廃棄物最終処分場設置者のみ、報告願います。)
- ・産業廃棄物処理施設設置事業者：様式3、様式4 各2部
(様式4については産業廃棄物最終処分場設置者のみ、報告願います。)

3 提出先 管轄する各地域振興局又は事務所 環境課

4 記載例 別紙のとおり

5 注意事項

報告内容を有効に活用するため、適正に記載されていない場合は、訂正や再提出を求めます。

6 その他

- ① 記載方法等不明な点については、管轄の地域振興局(事務所)環境課へ問い合わせください。
- ② 様式は県のホームページからダウンロードできます。(一太郎、エクセル、PDF)
- ③ 記載例は県のホームページからダウンロードできます。(一太郎、PDF)

<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11225/jisseki>

※様式1及び様式1の2記載にあたっての留意事項

留意事項

- ① この報告書は、様式1と様式1の2があるので、両方の様式を提出して下さい。
- ② この報告書は、平成16年4月1日から17年3月31日の産業廃棄物の取扱い（収集運搬）について記入して下さい。
- ③ この報告書には、産業廃棄物の収集運搬を業として委託を受けた実績を記載して下さい。自らが排出事業者となり、自ら運搬したのものについては記載は不要です。（例：解体工事を受注し、併せて産業廃棄物の運搬も行った場合）
- ④ 許可の種類は、「産業廃棄物収集運搬業」又は「特別管理産業廃棄物収集運搬業」と記載し、両方の許可を有する者は、同じ報告書に記載するのではなく別々に報告書を作成して下さい。
- ⑤ 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類は、許可証に記載されている廃棄物処理法による種類を記載して下さい。なお、発生段階から一体不可分である場合は、その混合物の一般名等を記載することにはやむを得ないこととします（例：シュレッダース、建設系混合廃棄物、廃自動車、廃情報機器、廃バッテリー等）、この場合は必ず廃棄物の混合（構成）割合を余白に記載して下さい。これについては、推定値で差し支えありません。（産業廃棄物の例：木くず〇〇%、がれき類〇〇%、廃酸〇〇%）
- ⑥ 排出事業者の氏名又は名称は、貴社に産業廃棄物の収集運搬を委託した法人、団体又は個人名を記載して下さい。排出事業者が貴社の場合は自ら運搬に該当する為、報告書への記載は不要です。
- ⑦ 排出事業所の所在地については、県名から記載して下さい。
- ⑧ 排出事業者が中間処理業者である場合は、排出事業者の欄にその中間処理業者の許可番号を記載して下さい。
- ⑨ 再委託を引き受けた場合は、特記事項に、「引き受け」と記載し、併せて最初に運搬を請け負った収集運搬業者の許可番号を記載して下さい。なお、排出事業者の氏名等は、収集運搬業者ではなく、もともとの排出事業者について記載して下さい。
- ⑩ 再委託した場合は、特記事項に、「再委託」と記載し、併せて委託先の収集運搬業者の許可番号を記載して下さい。なお、運搬先の事業者の欄は空欄として下さい。
- ⑪ 受託量は明確に記載して下さい。特にカンマ(,)と小数点(.)の違いを明確に記載して下さい。
- ⑫ 受託量の記載に際しては、単位はt又はm³とし、必ず記入して下さい。t又はm³以外の単位（台、袋、枚、本、個等）については、t又はm³に換算して記載して下さい。これについては、推定値で差し支えありません。

記載例

様式1

産業廃棄物
特別管理産業廃棄物
の運搬実績報告書(平成16年度)

平成17年 月 日

収集運搬業

該当しない方に取消線を引く

岐阜県知事 様

報告者

住 所
〇〇市〇〇1-1
〇〇株式会社

氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号 058-272-0000

平成16年度の産業廃棄物の処理の実績について、次のとおり報告します。

許可の種類	産業廃棄物収集運搬業	許可の年月日	平成 14年 5月 〇〇日	許可番号	2100000000	特記事項
産業廃棄物の種類	排出事業者の氏名又は名称 排出事業所の所在地(運搬開始場所)	受託量	運搬先の事業者の氏名又は名称 運搬先の事業場の所在地	許可番号	許可番号	
〇 一般的な記載						
木くず	有限会社〇〇木材 大垣市〇〇町1-1-1	100 t	株式会社×× 各務原市〇〇町2-2-2	2120000000		
〇 産業廃棄物が混合物である場合(留意事項⑤)						
建設系混合廃棄物	株式会社△△建設 関市〇〇町3-3	200 m ³	〇〇株式会社 各務原市〇〇4-4	2120000000		木くず 40% がれき類 30% 繊維くず 30%
〇 排出事業者が中間処理業者の場合(留意事項⑧)						
廃プラスチック類	〇〇株式会社 各務原市〇〇4-4	100 t	〇〇興業株式会社 愛知県〇〇市△△町1	2220000000		

産業廃棄物の種類	排出事業者の氏名又は名称 排出事業所の所在地 (運搬開始場所)	許 可 番 号	受託量	運搬先の事業者の氏名又は名称 運搬先の事業場の所在地	許 可 番 号	特記事項
○ 再委託を引き受けた場合 (留意事項⑨)						
廃プラスチック類	有限会社○○合成 瑞穂市△△		20 t	□□株式会社 大垣市○○4-4	2120000000	引き受け 2100000000
○ 再委託した場合 (留意事項⑩)						
廃プラスチック類	株式会社××化学 大垣市△△町○		10 t			再委託 2100000000
○ 建設 (解体) 工事で、発生場所が複数ある場合 → 運搬開始場所 (発生場所) 及び受託量を、一覧表 (別紙) とするか、様式中に列記する。(処分業も同じ)						
がれき類	株式会社△△建設 別紙		200 m ³	□□株式会社 各務原市○○4-4	2120000000	

記載例

様式1の2

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の収集運搬における実績報告書(平成16年度)

氏名・名称(〇〇株式会社)

許可番号(2100000000)

運搬した産業廃棄物の種類	年間運搬量	岐阜県内での運搬量	岐阜県への産業廃棄物の持ち込み量			岐阜県からの産業廃棄物の持ち出し量		
			岐阜市から	他県から	計	岐阜市へ	他県へ	計
廃プラスチック類	300t	200t	20t	10t	30t	0t	70t	70t
木くず	100t	80t	0t	0t	0t	0t	20t	20t
注1 「年間運搬量」は、岐阜県知事の許可に係る運搬量です。								
注2 「岐阜県内での運搬量」とは、積み込み、積み降しとも岐阜県内で行われたものをいいます。								
注3 「年間運搬量」＝「岐阜県内での運搬量」＋「岐阜県への産業廃棄物の持ち込み量」＋「岐阜県からの産業廃棄物の持ち出し量」となります。								

※様式2及び様式2の2に記載にあたっての留意事項

留意事項

- ① この報告書は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項の規定に基づき提出を求めたものです。この報告に關しまして、報告を怠った場合又は虚偽の報告をした場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第30条第5号により罰せられる場合があります。
- ② この報告書は、様式2と様式2の2がありますので、両方の様式を提出して下さい。様式4については産業廃棄物最終処分場設置者のみ、報告願います。
- ③ この報告書は、平成16年4月1日から17年3月31日の産業廃棄物の取扱い（処分）について記入して下さい。
- ④ 処理施設設置場所については、許可証に記載されている処理施設の設置場所を記載して下さい。なお、複数の処理施設を有する者は、同じ報告書に記載するのではなく別々に報告書を作成して下さい。
- ⑤ 処分方法は、「焼却」、「破碎」又は「埋立」等、許可証に記載されている処分方法を記載して下さい。なお、複数の許可を有する者は、同じ報告書に記載するのではなく別々に報告書を作成して下さい。
- ⑥ 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類は、許可証に記載されている廃棄物処理法による種類を記載して下さい。なお、発生段階から一体不可分である場合は、その混合物の一般名等を記載することはやむを得ないこととしますが（例：シュレッダークラスト、建設系混合廃棄物、廃自動車、廃情報機器、廃バッテリー等）、この場合は必ず廃棄物の混合（構成）割合を余白に記載して下さい。これについては、推定値で差し支えありません。（産業廃棄物の例：木くず○○%、がれき類○○%、廃酸○○%）
- ⑦ 排出事業者の氏名又は名称は、貴社に産業廃棄物の処分を委託した法人、団体又は個人名を記載して下さい。
- ⑧ 排出事業所の所在地については、県名から記載して下さい。
- ⑨ 排出事業者が中間処理業者である場合は、排出事業者の欄にその中間処理業者の許可番号を記載して下さい。
- ⑩ 再委託を引き受けた場合は、特記事項に、「引き受け」と記載し、併せて最初に処分を請け負った処分業者の許可番号を記載して下さい。なお、排出事業者の氏名等は、処分業者ではなく、もとの排出事業者について記載して下さい。
- ⑪ 再委託した場合は、特記事項に、「再委託」と記載し、余白に委託先の処分業者の許可番号を記載して下さい。なお、中間処理後の廃棄物の処分委託先の欄は空欄として下さい。
- ⑫ 受託量等数量については明確に記載して下さい。特にカンマ(,)と小数点(.)の違いを明確に記載して下さい。
- ⑬ 受託量等数量の記載に際しては、単位はt又はm³とし、必ず記入して下さい。t又はm³以外の単位（台、袋、枚、本、個等）については、t又はm³に換算して記載して下さい。これについては、推定値で差し支えありません。
- ⑭ 中間処理後に有価物となった場合は、「有価物(再生)量」の欄を記入し、中間処理後の廃棄物の処分委託先の欄は空欄として下さい。
- ⑮ 中間処理後の廃棄物を中間処理後自らが他の処分業者の処理施設に運搬した場合は、特記事項に「自社運搬」と記載して下さい。

記載例

産業廃棄物
特別管理産業廃棄物の処分実績報告書（平成16年度）

— 処分業（中間処理・最終処分）

平成17年 月 日

岐阜県知事

様

該当しない方に取消線を引く

報告者

住所
〇〇市〇〇1-1
〇〇株式会社

氏名
代表取締役 〇〇 〇〇 印

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号

058-272-0000

平成16年度の産業廃棄物の処理実績について、次のとおり報告します。

処分方法	破砕	許可番号	2120000000	処理施設設置場所	大垣市〇〇町1	中間処理後の廃棄物の量	有価物(再生)量	処分方法 特記事項
産業廃棄物の種類	排出事業者の氏名又は名称 排出事業所の所在地（産業廃棄物の発生場所）	許可番号	受託量	中間処理後の廃棄物の処分委託の氏名又は名称 中間処理後の廃棄物の運搬先（処理施設の名称）	大垣市〇〇町1	中間処理後の廃棄物の量	有価物(再生)量	処分方法 特記事項
〇 一般的な記載								
廃プラスチック類	〇〇建設株式会社 大垣市××町1		10t	××開発株式会社 愛知県△△市〇〇2		10t		埋立
〇 再委託を引き受けた場合（留意事項⑩）								
廃プラスチック類	△△建設株式会社 各務原市××町1		10t	××開発株式会社 愛知県△△市〇〇2		10t		埋立 引き受け 2120000000

産業廃棄物の種類	排出事業者の氏名又は名称 排出事業所の所在地（産業廃棄物の発生場所）	許可番号	受託量	中間処理後の廃棄物の運搬先の氏名又は名称 中間処理後の廃棄物の運搬先（処理場の名称）	中間処理後の廃棄物の量	有価物（再生）量	処分方法 特記事項
○ 再委託した場合（留意事項①①）							
がれき類	××建設株式会社 △△郡○○町○○		100 t				再委託
○ 中間処理後に有価物となった場合（備考③）							
がれき類	××建設株式会社 △△郡○○町○○		200 t			200 t	
○ 中間処理後の廃棄物を自らが運搬した場合（備考⑤）							
廃プラスチック類	××建設株式会社 △△郡○○町○○		20 t	△△株式会社 □□市○○2	20 t		埋立 自社運搬

中間処理により廃棄物が減量する場合は、以下の記載例となります。

処分方法	焼却	許可番号	2120000000	処理施設設置場所	△△市○○町1-1-1
産業廃棄物の種類	排出事業者の氏名又は名称 排出事業所の所在地（産業廃棄物の発生場所）	許可番号	受託量	中間処理後の廃棄物の運搬先の氏名又は名称 中間処理後の廃棄物の運搬先（処理場の名称）	中間処理後の廃棄物の量
廃プラスチック類	○○建設株式会社 大垣市××町1		10 t	××開発株式会社 愛知県△△市○○2	0.1 t
					処分方法 特記事項
					埋立

記載例

様式2の2

産業廃棄物の処理施設における処分実績報告書 (平成16年度)
 処分方法 (破砕) 氏名・名称 (○○株式会社)
 処理施設設置場所 (岐阜県○○市○○) 許可番号 (2120000000)

産業廃棄物の種類	年間処分量	中間処理後の廃棄物 (製品)の種類	処分(売却)先の事業者の氏名又は名称 処分(売却)先の事業所の所在地		委託先での 処分方法	処分委託量 売却量
			××開発株式会社 愛知県△△市○○2	○○建設株式会社 △△市○○		
廃プラスチック類	3000 t	廃プラスチック類			埋立	3000 t
がれき類	1000 t	R C材				1000 t

処分方法 (焼却)
 処理施設設置場所 (岐阜県○○市○○)

産業廃棄物の種類	年間処分量	中間処理後の廃棄物 (製品)の種類	処分(売却)先の事業者の氏名又は名称 処分(売却)先の事業所の所在地		委託先での 処分方法	処分委託量 売却量
			××開発株式会社 ○○県△△市○○2			
廃プラスチック類	300 t	焼却灰			埋立	2 t

処分方法 (埋立)
 処理施設設置場所 (岐阜県○○市○○)

産業廃棄物の種類	年間処分量	中間処理後の廃棄物 (製品)の種類	処分(売却)先の事業者の氏名又は名称 処分(売却)先の事業所の所在地		委託先での 処分方法	処分委託量 売却量
汚泥	300 t					

記載例

様式 3

産業廃棄物処理施設実績報告書 (平成16年度)

平成17年 月 日

岐阜県知事

様

報告者 住所 〇〇市〇〇町1
 株式会社〇〇化学
 氏名 代表取締役 〇〇 〇〇
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)
 電話番号 058-000-0000

平成16年度の産業廃棄物の処理の実績について、次のとおり報告します。

処理施設の種類 (焼却施設)

産業廃棄物の種類	年間処分量	中間処理後の廃棄物 (製品)の種類	処分(売却)先の事業者の氏名又は名称		委託先での 処分方法	処分委託量 売却量
			処分(売却)先	事業所の所在地		
廃プラスチック類	100 t	燃え殻	××開発株式会社	愛知県△△市〇〇2	埋立	2 t
汚泥	200 t	燃え殻	××開発株式会社	愛知県△△市〇〇2	埋立	4 t

処理施設の種類 (脱水施設)

産業廃棄物の種類	年間処分量	中間処理後の廃棄物 (製品)の種類	処分(売却)先の事業者の氏名又は名称		委託先での 処分方法	処分委託量 売却量
			処分(売却)先	事業所の所在地		
汚泥	200 t	汚泥	××開発株式会社	愛知県△△市〇〇2	埋立	200 t

記載例

(この様式については、最終処分場設置者のみ提出して下さい。)

様式4

産業廃棄物最終処分場埋立残余容量調査票

報告者 ○○市○○町1
 住所 株式会社××
 氏名 代表取締役 ○○○○
 (法人にあっては名称及び代表者名)
 電話番号 058-000-0000

最終処分場設置場所	○○市××町○○
許可(届出)面積	○○○○㎡
許可(届出)容量	○○○○m ³
最終処分場の種類	<u>管理型</u> ・ 安定型
平成15年度末残余容量	○○○ m ³
平成16年度末残余容量	××× m ³

NPOとの協働による 地域環境、自然環境の保全

岐阜県西濃地域振興局揖斐事務所環境課

〈概 況〉

当所が管轄する揖斐郡は、県の西北部に位置し、西は滋賀県、北は福井県と接し、総面積は876.65km²で県面積の8.3%を占め、地形的には、伊吹・越美両山地の伊吹山、冠山など標高1,200mを超える山々により屏風状に囲まれた北部山間部と、そこに源を発する揖斐川の流域に開けた南部平野部とからなる、自然環境豊かな地です。

この恵まれた環境を維持し、財産として後世に引き継ぐことは、我々に与えられた極めて重要な課題であり、地域住民も環境保全を目的としたNPO団体を設立し積極的に取り組んでいるところ です。

当課は、これらNPO団体が行う活動に積極的に参加し、住民と協働して地域の環境保全、自然環境の保持に当たるとともに、今後も引き続きこの取り組みを推進していくこととしています。

〈実施内容〉

活 動 名	活 動 内 容	実施時期	実施（主催）団体
揖斐川本流クリーン大作戦	揖斐川河川敷のごみ拾い	5 月	いびがわミズみず エコステーション
夜叉ヶ池登山道クリーン活動	夜叉ヶ池の岐阜県側登山道駐車場 周辺及び登山道のごみ拾い	9～10月	揖斐自然環境 レンジャー
徳山ダム上流に実のなる木を 植えよう大作戦	苗畑及び既植栽地の下草刈り 植栽予定地の草刈り、地拵え 広葉樹植栽	7～8月 9～10月 10～11月	揖斐自然環境 レンジャー



「夜叉ヶ池登山道クリーン活動」



「徳山ダム上流に実のなる木を植えよう大作戦」



「徳山ダム上流に実のなる木を植えよう大作戦（下草刈り）」

わがまちの産業廃棄物問題と対策



本巢市の廃棄物対策

本巢市長 内藤 正行

(社)岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃から本市の廃棄物の適正な処理及び環境保全に対して、格別のご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

本市は、本巢郡の旧本巢町・真正町・糸貫町・根尾村が、平成16年2月に合併し地形は南北に細長く、北部は山間地域南部は平坦地域からなる総面積374.57km²の市として誕生しました。市の総面積のうち山林が85.2%を占め、また、南北を揖斐川水系の豊かな清流根尾川が貫流しており、自然に恵まれた人口35,000人程の街となっております。

本市における廃棄物対策事業といたしましては、可燃ごみ・粗大ごみの有料化のほか、電気式生ごみ処理機購入への補助金交付事業による、家庭から排出されるごみの減量化を進めております。また、資源ごみ（金物類・あきびん・ペットボトル・プラスチック製容器包装・紙製容器包装・白色トレイ）の分別収集や市内7箇所空き容器回収機の設置、資源回収奨励金制度に基づき奨励金を交付して、市民のリサイクルに対する意識啓発・リサイクル活動・空き容器等の散乱防止を促進しています。さらに、本年6月からは、市内2地域に建設したストックヤードが稼働し、各家庭から排出される粗大ごみ・資源ごみを持込むシステムにより、再利用・再資源化の重要性を理解していただこうと考えております。

産業廃棄物につきましては、事業者に対してのごみ減量・リサイクル等の適正処理の呼びかけを行い、事業者が不適切な処理を行わないよう、県・警察・各自治会と一体となって未然防止・指導等を行い、環境美化に配慮した事業活動を行うよう協力を求めています。

廃棄物の不法投棄に関しましては、当市では観光地・レジャー施設等への道路整備等に力を入れてきた結果、便利になった反面今まで人がほとんど入らなかった林道等への不法投棄（家電製品・粗大ごみ・建築廃材等）が多発しており、休日や夜間早朝に短時間で行われる巧妙かつ悪質なものをポイ捨て等への対策として、啓発看板等の設置、関係機関との連携や環境監視員による休日を含めての管内パトロールにおいて、未然防止・早期発見・早期処理に努めております。

自然と人が共生し、快適でこころふれあう「本巢市」を未来に残すため、関係の方々のご協力を得て美しい自然環境と産業が調和したまちづくりに、より一層励んでいこうと考えております。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展とご活躍をお祈り申し上げます。

平成16年度理事会・委員会開催

第6回理事会開催

平成16年度第6回理事会が平成17年2月17日午後1時30分から「岐阜県県民ふれあい会館特別会議室」において開催されました。この理事会で次の何れの議案も全員一致で原案のとおり可決承認され、第1号議案、第2号議案については、次回開催の第31回通常総会に提案することに決定されました。

第1号議案 平成17年度事業計画について

第2号議案 平成17年度収支予算について

第3号議案 平成16年度優良会員等理事長表彰者の選考について

第4号議案 第31回通常総会の開催について

第5号議案 新規加入会員の承認について



理事会の開催

各委員会の開催

平成17年1月27日、28日各委員会が岐阜市内「レストランフジ会議室」において開催され、平成17年度各委員会の事業計画（案）等が審議されました。

第4回広報編集委員会

（1月27日午前10時30分から）

1. 「ぎふ保全協会報」第62号編集方針について
2. 平成17年度事業計画（案）について
3. 平成16年度優良会員等理事長表彰候補者推薦状況について
4. 今後の会議等開催日程について

第3回研修指導委員会

（1月27日午後1時30分から）

1. 平成17年度事業計画（案）について
2. 平成16年度優良会員等理事長表彰候補者推薦状況について
3. 今後の会議等開催日程について

第3回適正処理委員会

（1月28日午前10時30分から）

1. 平成17年度事業計画（案）について
2. 平成16年度優良会員等理事長表彰候補者推薦状況について
3. 建設系廃棄物処理施設現状調査書について
4. 今後の会議等開催日程について

第3回総務委員会

（1月28日午後1時30分から）

1. 平成17年度事業計画（案）について
2. 平成16年度優良会員等理事長表彰候補者推薦状況について
3. 今後の会議等開催日程について

平成17年度 事業計画

さる3月17日開催された第31回通常総会において平成17年度事業計画及び収支予算が審議され全会一致で原案どおり承認されました。協会事業の推進は、次の基本方針に沿って進められます。以下に事業計画をご紹介します。

第1 基本方針

21世紀は「環境の世紀」とも言われ、地球規模での環境の保全と資源の節約を図りながら将来にわたり持続的発展ができる社会の構築に向けた対応を図っていくことが急務であります。

2月16日には、「京都議定書」が発効し、地球温暖化防止のため温室効果ガスの削減に向けて世界的な取り組みが具体化してまいります。

産業廃棄物についても、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動を改め、循環型社会経済システムへの転換を図らなければなりません。

しかし、発生の抑制、リサイクル等を促進し廃棄物の減量が図られても、なお発生する廃棄物を適正に処理するための産業廃棄物処理施設（最終処分場・中間処理施設）が確保されなくては、健全な産業活動や良好な生活環境を維持することは困難であります。

国では、「循環型社会形成推進計画」に基づき国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、環境への負荷ができる限り低減される社会の実現の推進が明記され、さらに度重なる「廃棄物処理法」の改正や、本年1月1日からは自動車リサイクル法が施行

されるなど私たち業界には、従来の産業廃棄物処理業からリサイクル産業、循環型産業への転換が求められています。

さらに、これまでの規制強化から方向転換し、産業廃棄物業界の社会的地位の向上を図るため、産業廃棄物処理業の優良化事業が4月から開始されようとしています。

その内容は、我々業界にとっては、大変厳しい面もありますが、それが業界に対する責任であり、排出事業者や社会からの要請でもあり、さらに、循環型社会の担い手の一員として期待が込められた事業でありますので、当協会としても積極的に情報提供を行って会員及び業界の発展に努めてまいります。

平成元年に設立された当協会は、会員のご理解とご協力のもと会員数も着実に増加、その組織の強化を図りつつ、処理施設の確保と適正処理をめざし、諸活動を展開してまいりました。

しかしながら、不法投棄や不適正処理事案などの発覚があとを絶たず、依然として業界を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあり、このことが産業界にも大きな影響を与えております。

当協会は、生活環境の保全、産業の健全な発展、資源の効率的な活用など県民福祉のさらなる向上に積極的に寄与するため、その中

心的な役割を担い、県民の期待に応えなければなりません。

平成17年度では、こうした期待に応えるため、次の基本方針を掲げ、諸事業を積極的に推進してまいります。

基本方針

- 1 共同処分場設置推進
- 2 産業廃棄物の適正処理・リサイクル利用等推進
- 3 公益的事業の拡充
- 4 組織の強化・活性化の推進
- 5 優良化推進事業の促進

第2 事業計画

第1「基本方針」に従い、平成17年度において取り組む個別事業の計画を次のとおり定め、多様化する社会情勢を見極めつつ、効率的な事業運営を展開していきます。

1 組織強化事業

業界主体の会員構成のもとで、本協会の社会的地位の確立と発展を期するため、次により組織の拡大を図ります。

- (1) 前年に引き続き、正会員特に許可業者及び賛助会員の福利厚生事業等を図り、一層の新規会員の加入を図ります。
- (2) 部会の拡充や増大する事務の効率化を図るため、OA化・情報化等を推進し事務の充実・強化を図ります。

2 調査研究事業

産業廃棄物対策についての調査・研究並びに会員その他関連業界等の動静を調査し、協

会活動に反映させます。

また、会員の処理技術、知識の向上のため、各種研究機関等との連携を深めます。

3 教育研修事業

- (1) 各種研修会、施設等の視察、講演会等を随時開催し、会員の知識・技術習得の機会を設けます。
- (2) 処理技術の多様化・高度化に対応するため、会員の要請に応じた専門研修会等を開催します。
- (3) 正会員に産廃専門雑誌「インダスト」を毎月配布します。
- (4) 会員に関係条例・規則・指導要綱等の改正に対応した資料を編集し配布します。
- (5) 会員に産廃手帳（2006年版）を配布します。

4 相談指導事業

協会設立の趣旨に沿い、幅広く会員の相談に応ずるほか、必要に応じ資料を提供します。また、排出事業者、一般県民からの相談にも積極的に対応します。

5 啓発普及事業

- (1) 産業廃棄物に関する正しい理解を深めるため、「地球環境村ぎふフェア」の協賛、県民運動等への参加、啓発、資材等の提供を行います。
- (2) 岐阜県との共催により「岐阜県産業廃棄物ものがたり」体験バスツアー事業を実施します。
- (3) 小中学生への啓発等に努めるため、「岐

「岐阜県産業廃棄物ものがたり」ビデオを制作します。

6 共同設置・技術援助事業

「財団法人地球環境村ぎふ」及び会員の行う、共同産業廃棄物処理施設設置運営又は技術援助等に協力します。

7 産業廃棄物管理票（マニフェスト）頒布事業

産業廃棄物の適正処理のため、マニフェストの使用が法律により義務づけられたことに伴い、頒布事業の拡大による管理体制の強化を図るとともに、関係資料等を配布し啓発普及に努めます。

8 巡回指導事業

自主巡回指導を実施し、適正処理の指導を強化します。

9 経営改善指導事業

産業廃棄物処理業の優良化の促進、経営改善、労働安全衛生指導のため、研修事業と提携し関連研修会、講習会等を開催します。また、個別の相談事業又は情報提供について随時対応していきます。

10 広報誌等発行事業

- (1) 「ぎふ保全協会報」を年4回定期的に発行し、会員等に配布します。
- (2) 「協会要覧」（兼会員名簿・許可業者名簿）を年1回発行し、会員等に配布します。
- (3) 協会ニュースを随時発行、会員等に配

布し迅速な情報提供に努めます。

11 協力交流事業

- (1) 社団法人全国産業廃棄物連合会及び同中部地域協議会、財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、財団法人日本環境衛生センター等関連団体との交流を図り、相互理解協力に努めます。
- (2) 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業に関する各種講習会等の実施に協力します。

12 表彰事業

通常総会において優良会員等を表彰し、その功績を顕彰します。

13 青年部活動助成事業

協会の次代を担う青年部会の活動を支援し、協会事業の健全な発展を推進します。

14 その他関連事業

その他必要な事業について、理事会の議を経て実施します。

**社全国産業廃棄物連合会
第7回全国正会員会長・理事長会議開催**

平成17年2月18日(金)に上記会議が松山市大和屋本店において開催され、当協会から中本理事長が出席しました。

会議では、次の議題について説明と意見の取りまとめが行われました。

1. ①「産業廃棄物行政の動向について」
②産業廃棄物処理業優良化推進事業に向けた取り組みについて
③法改正の動向について
2. 政治連盟代議員会

中部地域協議会専務理事会議開催

平成17年2月14日(月)に上記会議が愛知県産業廃棄物協会において下記の議題により開催されました。

1. 平成17年度講習会開催計画について
2. 中部地域協議会の開催状況について
3. 2005年NEW環境展について
4. 優良化事業について
5. 各県の情報交換

平成16年度第2回中部地域協議会開催

平成17年2月25日(金)に上記会議が三重県四日市市内のザ・プラトンホテルにおいて開催されました。

当協会からは粥川適正処理委員長、吉田専務理事が出席しました。会議では、次の議題について協議されました。

1. 平成17年度講習会開催計画について
2. 平成17年功労者推薦について
3. 中部地域協議会の開催状況について
4. 2005年NEW環境展について
5. 優良化事業について
6. 青年部全国大会について
7. 各協会の通常総会開催日について
8. 各県の情報交換

**東海ブロック農業用使用済プラスチック
適正処理推進協議会現地研修会開催**

平成16年12月3日(金)に三重県松阪市J A松阪本店会議室において講演が開催され、当協会から吉田専務理事が出席しました。

1. 生分解プラスチックの今後の展望
2. 地域協議会での適正回収の取り組み状況
3. リサイクルプラスチックの製品の紹介

財地球環境村ぎふ 第7回理事会開催

平成17年3月18日岐阜市内ホテルグランヴェール岐山において次の議題について審議され、いずれも可決承認されました。当協会から吉田専務理事が出席しました。

- ①平成17年度一般会計事業計画について
- ②平成17年度一般会計収支予算について
- ③平成17年度産業廃棄物対策基金特別会計事業計画について
- ④平成17年度産業廃棄物対策基金特別会計収支予算について
- ⑤財団法人地球環境村ぎふ寄付行為の一部変更について
- ⑥財団法人地球環境村ぎふ会計処理規程の一部改正について
- ⑦財団法人地球環境村ぎふ資産運用規程の一部改正について
- 報告事項
 - ①ペイオフ対策について

**平成17年1月から3月までの産業廃棄物
処理関係各種講習会開催結果報告**

標記講習会が岐阜県県民ふれあい会館において開催されました。

講習会（新規・収集運搬）

開催日	定員	申込者数	欠席者数	受講者数
2月22日 ～23日	120	112	2	110

県外優良施設視察報告

(社)岐阜県建設業協会、岐阜県土木建築解体事業協同組合、(社)岐阜県産業環境保全協会適正処理委員会合同による県外視察が行われました。以下その視察報告書がまとまりましたので報告します。

適正処理委員長 粥川 長 司

視察報告書

平成17年2月23日(水)～2月24日(木)にかけて埼玉県環境整備センター、ジャパンリサイクル(株)、(株)リサイクルピアに3団体(社)岐阜県建設業協会、(社)岐阜県産業環境保全協会、岐阜県土木建築解体事業協同組合)にて現地視察を行いました。

出席者については、

(社)岐阜県建設業協会	環境委員会	委員長	日下部 剛 司	
〃		専門委員	竹 中 靖	
〃		事務局	長 屋 憲 治	
(社)岐阜県産業環境保全協会	適正処理委員長		粥川 長 司	
岐阜県土木建築解体事業協同組合	理事長代理		木 村 順 一	計5名

1. 今回の視察の目的は、岐阜県内の最終処分場の逼迫等、各種処理施設が不足する中、かねてから地球環境村構想を推進する等鋭意努力しており、五圏域ごとに自己完結型の処理を求める今までの方式と平行して、当面課題となっている建設混合廃棄物の早期・適正処理に重点をおいて、官民協働して県内の必要な地域に、選別・破碎施設等を備えた「建設廃棄物選別資源化センター」の整備をはかることを目標としていますが、なかなか進展しないため、先進的な取り組みをしています下記の3つの施設を視察することにより今後の資源化センターの整備事業を積極的に取り組む環境ができると考え、視察を計画し行いました。

埼玉県環境整備センター（施設名称 彩の国資源循環工場）

2月23日(水)に現地に訪れ、管理運営担当であります吉崎和雄担当部長より施設の説明を受けながら現地を視察しました。

このリサイクル工場は、廃棄物を資源とする製品開発や効率的な資源・エネルギーの回収、廃棄物の発生抑制、公害防止、環境修復などのさまざまな技術分野に先導的に取り組み、持続可能な発展と循環型社会の構築を提案する工場です。

用地面積は、全体で、97.7ヘクタール、工場用地は19.2ヘクタール、公園緑地は、15.6ヘクタールであります。

整備手法としては、工場用地・公園緑地等基盤施設及びサーマルリサイクル施設と借地リサイクル工場からなっていますが、現在はまだ着工段階であり、リサイクル工場の竣工及びオープンまでは、1年近くかかるとのこと。

環境整備センターの埋め立て状況は、埼玉県の85市町村より搬入され、1日平均搬入量は約400トン、平均台数は50台です。監視員については、延べ150人体制で行っており、受け入れできる廃棄物以外に搬入されていないかどうか厳重なるチェックを行っております。あくまで埼玉県内で排出されるものに限っています。埋立地の管理としては、廃棄物飛散のため風速7m以上の場合は、搬入を中止し細かく管理しています。

埋立地の構造としては、浸出水が地下水に混入しないようゴム製のしゃ水シートと保護マットを敷きこみ、また、廃棄物の埋め立ての際は、中間覆土を繰り返し、最後には最終覆土を行います。

また、浸出水をより効率的に集水するため、縦排水管を設け、埋立地内部で発生したガスを排出するとともに、土中の浄化を促進する役割を果たしています。

周辺土壌の調査、地下水の調査、悪臭・発生ガスの調査、浮遊粉じんの調査、騒音・振動調査などを実施し、環境保全に努めています。

埋め立ての期間は、平成元年2月1日から平成28年3月31日までであり、現在36.5%が埋め立て完了したとのこと。

埋め立て手数料は1トンあたり廃プラ、ガラス・コンクリート、焼却灰など17,000～18,000円とのこと。



ジャパン・リサイクル(株)

2月24日(木)に現地に訪れ、代表取締役社長であります丸島弘也氏より施設の説明を受けながら現地を視察しました。

千葉リサイクルセンターは、JFEスチール東日本製鉄所（総面積約820万平方メートル）の中にあリまして、廃棄物ゼロの完全リサイクル社会をめざして、サーモセレクト方式ガス化溶融炉を導入し、多種多様な廃棄物処理をしています。また、処理するだけではなく、発生する燃料ガスやスラグ、メタルなどを資源物として回収し、製鉄所や地域社会に供給しています。

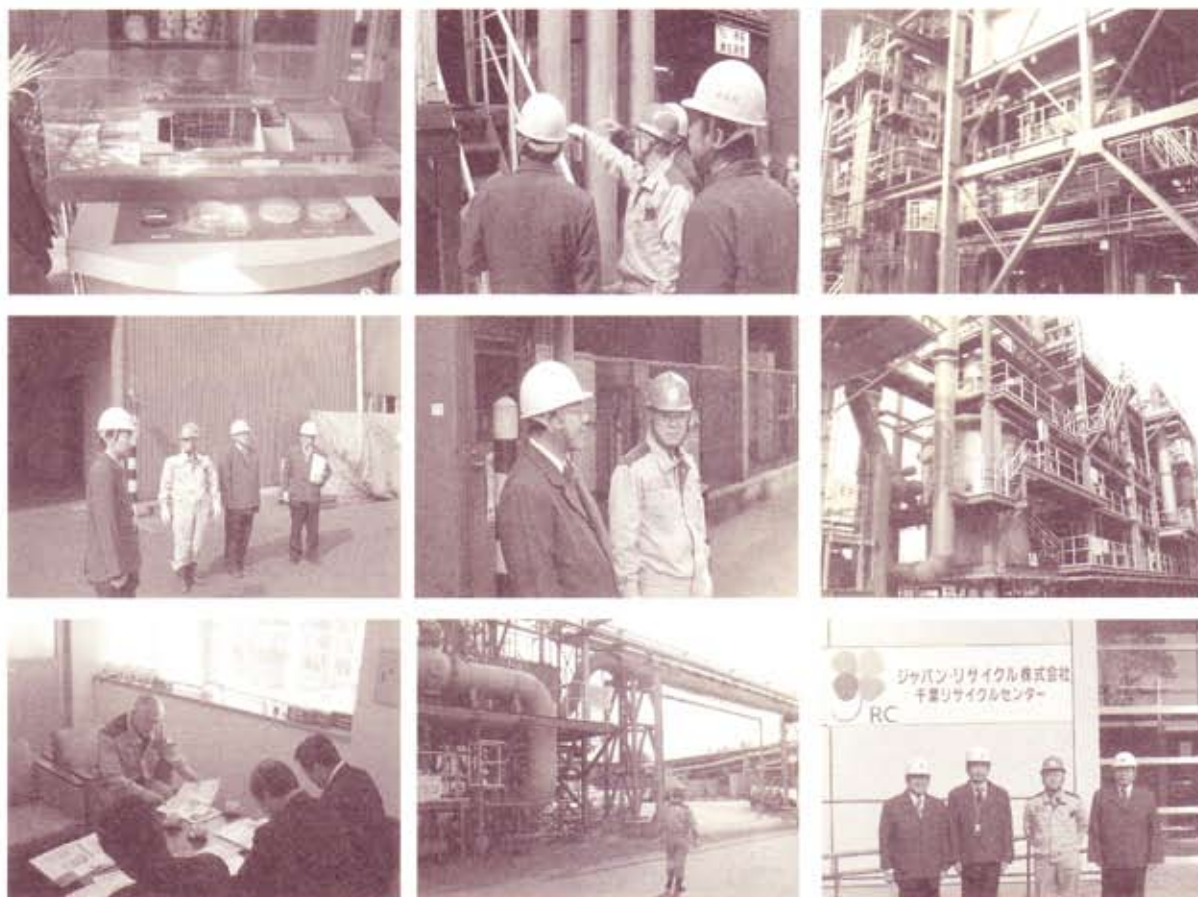
廃棄物処理で問題となるダイオキシンなど有害物質の発生もほぼゼロにおさえ新しい循環型社会の構築をしています。

また、千葉バイオガスセンターでは、食品残さ有機性廃棄物からバイオガスを効率的に回収する食品リサイクル法に適用した、リサイクルが可能となっています。メタンガスは製鉄所に燃料ガスとして供給され、化石燃料の使用削減に貢献しています。

1日300トンの処理能力をもち、千葉市は、県外からの廃棄物搬入は協議性であり、現在は、県内市内で6割をしめ、県外からは4割であります。

処理料金は、1トンあたり紙くずで約35,000円、プラスチックで45,000円である。

ゴミのリサイクル率を100%を目指し取り組まれています。



(株)リサイクル・ピア

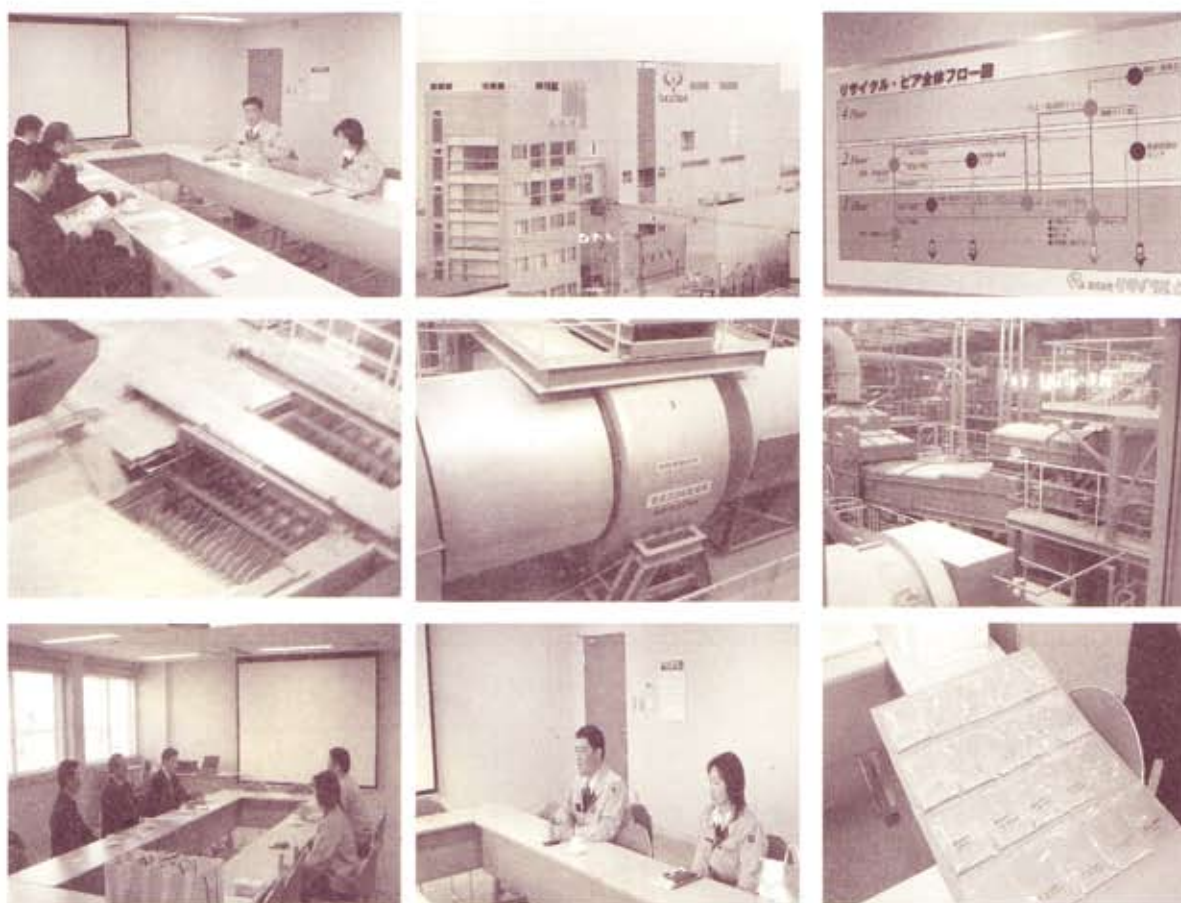
2月24日(木)に現地に訪れ、営業部長であります柏谷 毅、アシスタントの相原さよみ氏より施設の説明を受けながら現地を視察しました。

1月19日に竣工式がありまして、あと2ヶ月くらい後に本格化稼動するため、現在は試運転の段階でありました。

リサイクル・ピアは、25社（(株)大林組、(株)熊谷組など）の共同出資により建設資源の循環を目指しており、約9,000平方メートルの敷地に約3,000平方メートルの建屋を設け、建設系の混合廃棄物を主に取扱い、新築、改修、解体の各分野より受け入れる。粗選別のロールスクリーン、精選別後の土砂類から有機分を除去する磨砕・洗浄設備などを備える。

処理施設としては、破碎・圧縮梱包、切断、固化などを備え、建設混合廃棄物の埋め立て処分率を6%にとどめ94%の再資源化率の達成を目指し、当面は1日あたり961トンの建設搬入予定をしているところである。

処理料金は、周りとの兼ね合いもあり、1トンあたり廃プラ、ガラス・コンクリートなど10,000円前後になる予定らしい。



3つの施設として共通に言えることは、リサイクルした商品が循環できる社会を行政とともに構築しなければ、いくらリサイクルしても商品が滞ってしまい困ると言われた。

お 知 ら せ

新規加入会員の紹介

平成16年度第6回理事会を平成17年2月17日開催し、次のとおり新規会員が承認されました。

【正会員】

会 員 名 所	代 表 者 名 電 話 番 号	業 の 区 分	備 考
野々村 等 〒501-1128 岐阜市洞763-2	☎058-239-1259	収集運搬業	
有限会社吉城コンポ 〒509-4256 飛騨市古川町高野1345-13	代表取締役 菅 沼 武 ☎0577-73-7560	収集運搬業 中間処理業	

【賛助会員】

会 員 名 所	代 表 者 名 電 話 番 号	団 体 構 成 員 数	備 考
シンコー開発株式会社 〒503-0816 大垣市小泉町字三番割37-1	代表取締役 金 森 敬 ☎0584-82-1881	/	

参 考 会 員 の 状 況

会員区分	12月14日現在	入 会 数	退 会 数	2月17日現在	増 減
正 会 員	374	2	3	373	△1
賛助会員	113	1	0	114	1
特別会員	2	—	—	2	—
合 計	489	3	3	489	0

平成17年度産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会並びに特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会日程

平成17年度の産業廃棄物処理業新規・更新講習会、特別管理産業廃棄物管理責任者講習会の近県開催日程を下記の通りお知らせします。

講習会申込手続き（岐阜の場合）

- ・受講希望者はあらかじめ当協会に電話で問い合わせ、受講予約して下さい。
- ・受講希望者が定員に達したときは、受付を停止します。
- ・受講申込書（受講の手引き）は当協会又は岐阜県各地域振興局（事務所）環境課（岐阜市の場合は岐阜市産業廃棄物指導室）で入手して下さい。

県名	新 規				更 新		特責責任者
	産廃収運	産廃処分	特管産廃収運	特管産廃処分	産廃収運・ 特管産廃収運	産廃処分・ 特管産廃処分	
岐阜	8/30～8/31				7/6 10/21	11/8～11/9	7/5 10/20
静岡	5/18～5/19 10/27～10/28 18年 1/11～1/12				8/10 10/26	12/8～12/9	5/20 8/9 18年 1/13
愛知	5/19～5/20 12/15～12/16	9/20～9/23	8/29～8/31	18年 2/6～2/11	6/28 9/29 10/4 10/5 12/9 12/22	7/13～7/14	6/27 9/28 12/8 12/21
三重	11/29～11/30	9/13～9/16			5/31		6/1 18年 1/17

岐阜県以外については、受講を希望される開催県協会へ直接お問い合わせ下さい。

社静岡県産業廃棄物協会 ☎054-255-8285

社愛知県産業廃棄物協会 ☎052-332-0346

社三重県産業廃棄物協会 ☎0593-51-8488

お知らせ

岐阜県人事異動（関係分）

岐阜県の4月1日付定期人事異動が発表されましたので、関係分についてお知らせします。

◇廃棄物対策室

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
技術課長補佐	高木 守	上下水道課 上水道指導係 技術課長補佐	朝原修一	大気環境室 課長補佐
技術課長補佐 (産業廃棄物G)	大坪敬明	国際室 地域国際化G 技術主査	沢田智通	中濃地域保健所郡上センター 技術課長補佐
主査 (廃棄物総合対策G)	三輪康典	市町村室 選挙係主査	大野藤逸	デザイン振興室 岐阜県産業文化振興事業団派遣
技術主査 (施設整備支援G)	安藤英樹	環境政策室 三重県派遣 技術主査	坂井田雅士	自然環境森林室 技術主査

◇不適正処理対策室

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
室長 (警視)	黒岩芳則	警務課 留置管理官	藤本 誠	捜査二課 (警視)
課長補佐 (警部)	水田三千夫	加茂警察署 生活安全課長	松尾浩平	組織犯罪対策課 (警部)
主査 (不適正処理対策G)	加藤洋智	地方自治大学校政策研究チーム 主任政策研究員	寺倉新一	自然環境森林室 主査

◇財地球環境村ぎふ

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
企画建設部長	細川大二郎	健康福祉環境部 企画管理課 岐阜県公衆衛生検査センター派遣	大西美重子	退職

協会事務局人事異動

このたび、3月31日をもって、専務理事、事務局長が退任しました。

☆ それぞれ2年、3年と短い期間でありましたが皆様方からお寄せいただいた温かいご指導とご支援により大過なく職責を果たすことが出来ましたことを厚くお礼申し上げます。今後とも当協会並びに業界が益々発展されますことをお祈りしましてお礼のご挨拶とします。

(前専務理事 吉田 徹、前事務局長 今木昭彦)

☆ このたび、4月1日付けで当協会にお世話になることになりました。今後ともよろしく願いいたします。
(種田昌史、勝川輝義)

◇社岐阜県産業環境保全協会

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
専務理事代行	種田昌史	(財)地球環境村ぎふ 理事 長	吉田 徹	退職
事務局 長	勝川輝義	岐阜県計量検定所 長	今木昭彦	退職

岐阜市人事異動（関係分）

岐阜市の4月1日付定期人事異動が発表されましたので、関係分についてお知らせします。なお、室名が「環境指導室」から「産業廃棄物指導室」に変わりました。

所管業務は、今まで担当していた浄化槽指導に関する業務が、人・自然共生部水自然室に移管されたことにより、産業廃棄物関係のみの業務となりました。

グループとしては、「廃棄物指導」、「廃棄物審査」、「監視調査」の3つのグループとなります。

◇環境事業部産業廃棄物指導室

現 職 名	転 入 者	転 入 前 職 名	前 任 者	転 出 先 職 名
副 主 幹	南村 繁 樹	水自然室 主 査	名 和 利 夫	人・自然共生部水自然室 主幹
主 査	真 鍋 章 宏	保健所食品保健室 主査	福 井 悦 男	保健所食品保健室 副主幹
主 査	服 部 哲 夫	環境施設室 主査	板 津 寿 之	基盤整備部公共用地室 主査
副 主 査	桂 川 芳 久	環境事業室 主任	高 木 三 男	人・自然共生部水自然室 主査
主 査	野 原 嘉 朗	副 主 査	高 井 良 博	環境事業部環境施設室 主査
副 主 査	篠 田 桂 一	主 任	—	—

◇環境事業部産業廃棄物特別対策室

現 職 名	転 入 者	転 入 前 職 名	前 任 者	転 出 先 職 名
室 長(参事)	宮 川 森 男	室 長(副参事)		
主 幹	山 口 与 治	副 主 幹		
副 主 幹	井 深 慶 郎	農林園芸振興室 主査		
副 主 査	後 藤 信 明	主 任		
副 主 査	根 尾 大	主 任		
主 任	小 川 義 明	主 事		
副 主 幹(兼務)	日 比 野 淳 二	水自然室 副主幹		
主 査(兼務)	竹 市 高 敏	保健所食品保健室 副主査		
副参事(解く兼務)	篠 田 健	主 幹		人・自然共生部水自然室長
副主幹(解く兼務)	南 村 繁 樹	主 査		環境事業部産業廃棄物指導室
退 職	横 山 次 郎	主 幹		—

保全協会報「ぎふ環境保全」編集委員

委員長 山村 けい

副委員長 野村 清晴

委員 加藤 宏
野々村 清

川合 清和 中尾 勝
山口 繁



協会のシンボルマーク

平成17年4月15日発行

第62号

編集発行 社団法人岐阜県産業環境保全協会

理事長 中本 貞実

〒500-8384 岐阜市葦田南1丁目11番地12号 水産会館1階

TEL<058>272-9293

FAX<058>272-6764

URL <http://www.ccom.or.jp/gifu-hozen/>

印刷 共和印刷株式会社

R100

印刷配合率100%再生紙を使用しています

社岐阜県産業環境保全協会 会員の皆様へ

「**集団扱**」自動車保険
3つのメリット

◎保険料が
最大10%もお得

◎ご契約時には
キャッシュレスで

◎お申し込み日
から安心



NIPPONKOA
INSURANCE

日本興亜損害保険株式会社

岐阜支店営業第3課 担当 中川 TEL <058>253-9813

“安全で安心”

豊かな社会と自然環境の創造は
私たちの使命です

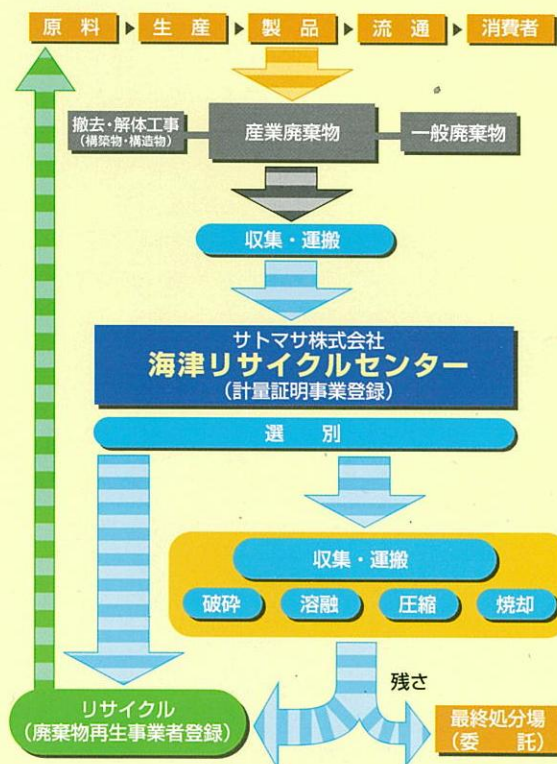


サトマサ株式会社

「廃棄物は貴重な資源」でありその適正な処理は、生活環境および自然環境(環境アセスメント)の保全を図る上で極めて重要なことでもあります。創業精神である「再資源・再利用・再使用・転用化」を目指して、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分のトータルシステムの確立に取り組んでおります。

環境保全と循環型社会構築を使命とする企業として、環境に関するグローバルスタンダードである『ISO14001』認証を取得しております。

私どもは「自らの事業活動で発生する環境負荷の低減」という課題にも、積極的に取り組んでおります。



〈加盟団体〉

- (社) 愛知県産業廃棄物協会
- (社) 岐阜県産業環境保全協会
- (社) 三重県産業廃棄物協会
- 岐阜県産業廃棄物処理協同組合
- 岐阜県清掃事業協同組合
- 愛知県産業廃棄物処理業暴力対策協議会
- 愛知県地域環境創造協会

本社 〒498-0045
愛知県津島市東柳原町1-26
Tel.0567-28-3103 Fax.0567-26-4843

海津リサイクルセンター 〒503-0643
岐阜県海津市海津町札野434
Tel.0584-53-3103 Fax.0584-53-3104

<http://www.satomasa.co.jp> E-mail : info@satomasa.co.jp



社団法人 岐阜県産業環境保全協会